船員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第八十七号

船員法の一部を改正する法律

船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　船長の職務及び権限（第七条―第二十条）
第三章　紀律（第二十一条―第三十条）
第四章　雇入契約等（第三十一条―第五十一条）
第五章　給料その他の報酬（第五十二条―第五十九条）
第六章　労働時間、休日及び定員（第六十条―第七十三条）
第七章　有給休暇（第七十四条―第七十九条の二）
第八章　食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）
第九章　年少船員（第八十四条―第八十六条）
第九章の二　女子船員（第八十七条―第八十八条の八）
第十章　災害補償（第八十九条―第九十六条）
第十一章　就業規則（第九十七条―第百条）
第十一章の二　船員の労働条件等の検査等（第百条の二―第百条の十一）
第十一章の三　登録検査機関（第百条の十二―第百条の二十八）
第十二章　監督（第百一条―第百十二条）
第十三章　雑則（第百十三条―第百二十一条の四）
第十四章　罰則（第百二十二条―第百三十五条）
附則

第一条第一項中「で船員」を「において「船員」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第二条第一項中「で海員」を「において「海員」に改め、同条第二項中「で予備船員」を「において「予備船員」に、「雇ようされて」を「雇用されて」に改める。

第三条中「で、職員」を「において「職員」に、「の定める」を「で定める」に改め、「をいい、部員とは、職員以外の海員」を削り、同条に次の一項を加える。

この法律において「部員」とは、職員以外の海員をいう。

第四条中「で、給料」を「において「給料」に改め、「をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間」を削り、同条に次の一項を加える。

この法律において「労働時間」とは、船員が職務上必要な作業に従事する時間（海員にあつては、上長の職務上の命令により作業に従事する時間に限る。）をいう。

第五条中「法律及び」を「法律の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第四号の二に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十一条第四号の二に係る部分に限る。）を除く。）及び」に、「基づく命令の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十一条（第四号の二に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十一条第四号の二の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改める。

第三十一条中「第三十四条まで」を「この条、次条、第三十三条、第三十四条」に改める。

第三十二条の見出しを「（雇入契約の締結前の書面の交付等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者（次項において「相手方」という。）に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一　船舶所有者の名称又は氏名及び住所

二　給料、労働時間その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの

第三十二条第二項中「船員に対してその旨を明示しなければ」を「、あらかじめ、相手方に対し、その旨を書面を交付して説明しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

船舶所有者は、雇入契約の内容（第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、当該変更の内容について書面を交付して説明しなければならない。

第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限）

第三十二条の二　船舶所有者は、次に掲げる者を船員として雇い入れてはならない。

一　当該船舶所有者が、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第四十四条第一項の許可を受けないで日本国内において募集受託者（同条第二項に規定する募集受託者をいう。第三号において同じ。）に行わせた船員の募集（同法第六条第七項に規定する船員の募集をいう。同号において同じ。）に応じた者

二　船員職業安定法第三十四条第一項の許可を受けて、又は同法第四十条第一項の規定による届出をして船員職業紹介事業（同法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業をいう。第四号において同じ。）を行う者以外の者（日本政府及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。）が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者

三　当該船舶所有者が、外国において、当該外国における船員の募集を適確に実施することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合しない募集受託者に行わせた船員の募集に応じた者

四　外国において、当該外国における船員職業紹介事業を適確に実施することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合しない者が当該船舶所有者に紹介した求職者

第三十六条の書面の交付等）

第三十六条　船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を船員に交付しなければならない。

一　第三十二条第一項各号に掲げる事項

二　当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日

三　当該雇入契約を締結した場所及び年月日

船舶所有者は、雇入契約の内容（第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更の内容並びに当該変更について船員と合意した場所及び年月日を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、前二項の書面の写しを船内に備え置かなければならない。